

特別市制度の法制化に反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和8年9月4日提出

提出者 開成町議会議員 星野 洋一

賛成者 " 武井 正広

賛成者 " 石田 史行

賛成者 " 井上 慎司

賛成者 " 前田 せつな

賛成者 " 今西 景子

賛成者 " 寺野 圭一郎

賛成者 " 山下 純夫

提案理由

将来的にわたり持続可能な行政運営を維持していくことが求められる昨今、市町村と県が垣根を越えて連携し、行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。仮に「特別市制度」が法制化されれば当町の行政サービスや財政運営に影響を及ぼすことが考えられる。よって、特別市制度の法制化に反対するため、国、政府及び神奈川県に対し意見書を提出する。

特別市制度の法制化に反対する意見書（案）

現在、我が国は急速に人口減少が進み、これに起因する様々な課題が山積している。特に町村をはじめとした小規模自治体では、人材等の確保が課題となっており、将来的にわたり持続可能な行政運営を維持していくことが求められている。こうした状況を乗り越えるためには、市町村と県が垣根を越えて連携し、行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。

令和8年1月、国の第34次地方制度調査会において、「特別市制度」について議論されている。当該制度は、指定都市が道府県の区域外となって新たな地方自治体となるもので、仮に、全国の指定都市が特別市になれば、道府県行政の一体性や広域行政のあり方に影響を及ぼすことが懸念される。

また、指定都市域内の道府県の権限や税財源のすべてが特別市に移譲されるため、道府県の広域調整機能や財政面に影響が生じる可能性がある。インフラ整備や補助金など、道府県から小規模自治体に対する補完及び支援は減少する可能性があり、道府県から特に町村部に対して財政補完及び支援が現行どおり受けられなくなれば、行政サービスや財政運営に影響を及ぼすことが考えられる。

特別市制度を導入し、道府県からの権限及び税財源の配分に大きな変更が生じることとなれば、特別市には人口や資源が集中する一方、それ以外の地域では更なる人口減少や経済活動の衰退が進む可能性があり、地域間の格差が拡大する懸念される。

開成町議会としては、特別市制度が実現することにより、道府県から現行どおり補完及び支援を受けることに変更はなく、将来にわたり持続可能な行政運営を維持していくことが必要であるため、国、政府及び神奈川県に対し、特別市制度の法制化に反対することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年9月4日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
神奈川県知事 殿

神奈川県足柄上郡開成町議会
議長 山本 研 一